逛

福岡県公報

平成30年8月3日 第 4 0 1 4 号

(介護保険課) ………12

(農村森林整備課) ……14

目 次

赤 (第689号 - 第698号)

告

○指定居宅サービス事業者の廃止

○県営土地改良事業計画の決定

公

○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂	防	課)		1
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護	・援討	隻課)		2
○生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止	(保護	・援討	隻課)		2
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退	(保護	・援討	隻課)		3
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の	の変更				
	(保護	・援討	隻課)		3
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護	・援討	隻課)		4
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護	・援討	隻課)		5
○鳥獣捕獲等事業の変更の認定	(畜	産	課)		5
○解除に係る保安林の所在場所等	(農山漁村	寸振則	興課)		5
○道路の区域の変更	(道)	路維 持	寺課)	(6

○競争入札参加者	で資格等	(総務事務厚生課)	6
○一般競争入札の	実施	(警察本部会計課)	8
○落札者等の公示		(情報政策課)	10
○指定居宅サービ	ズ事業者の指定	(介護保険課)	10

	()	
○指定介護予防サービス事業者の指定	(介護保険課)	13
○指定介護予防サービス事業者の廃止	(介護保険課)	13
○県営土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課)	13

○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	·14
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	·14
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	·14
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	·15
○落札者等の公示	(教育庁施設課)	·15
収用委員会		
○土地収用法に基づく裁決手続の開始	(用 地 課)	·15
○土地収用法に基づく裁決手続の開始	(用 地 課)	·16
○土地収用法に基づく裁決手続の開始	(用 地 課)	·16
○土地収用法に基づく裁決手続の開始	(用 地 課)	·17
○土地収用法に基づく裁決手続の開始	(用 地 課)	·17

告示

福岡県告示第689号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年8月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 区域の名称 真弓(1)
- 2 区域の所在地 みやま市山川町真弓字荒谷及び字火ノ口
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から23号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と23号とを結んだ線に囲まれた区域

所 在 地	地 番	標柱番号
みやま市山川町真弓字荒谷	649番	1 号及び23号
	648番	3号
	646番 4	4 号
	646番 1	7号及び8号

定期発行日 毎週火金曜日 [発行] 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 [作成] 〒812-0023 福岡市博多区奈良屋町3番1号

(電話 092-643-3028) (電話 092-262-5726)

総務部行政経営企画課印 刷 株 式 会 社

福岡県久 野

	644番	9号
	665番	10号、11号及び13号
	665番地先道路敷	12号
	659番 1	14号
	659番 5	15号及び16号
	659番 3	17号
	663番	18号及び19号
	657番	20号から22号まで
みやま市山川町真弓字火ノ口	632番地先道路敷	2号
	637番地先道路敷	5号及び6号

福岡県告示第690号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成30年8月3日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
粕生394	かわぞえ眼科クリニック	糟屋郡新宮町中央駅前一丁目 1 -23-201	Н 30 · 7 · 1
粕生393	しまざき耳鼻咽喉科	糟屋郡志免町大字南里29-1	Н 30 · 6 · 1
福津生66	菜の花診療所	福津市日蒔野五丁目 5 - 1 ルネ ス・プリムローズ102	Н 30 · 7 · 1
福津生65	日野皮フ科医院	福津市中央三丁目10-6	Н 30 · 6 · 1
大野生142	たなか夏樹医院	大野城市旭ケ丘二丁目 1 - 20	Н 30 · 6 · 1

春生181	さいつこどもクリニック	春日市星見ヶ丘二丁目45	Н 30 · 6 · 1
糸島地生 117	いとしまクリニック	糸島市加布里30-1	Н 30 · 6 · 1
小生112	くどうこどもクリニック	小郡市津古1203-1	Н 30 · 7 · 1
大生454	林田クリニック	大牟田市東新町一丁目1-2	Н 30 · 6 · 1
嘉麻生32	吉原医院	嘉麻市大隈町1118-3	Н 30 · 1 · 21
宗遠生22	やかべ眼科クリニック	遠賀郡岡垣町公園通り三丁目1 -33	Н 30 · 7 · 2
粕生歯68	あつし歯科医院	糟屋郡篠栗町大字尾仲714-6	Н 30 · 7 · 1
筑生歯61	立岡歯科医院	筑後市大字羽犬塚483	Н 30 · 6 · 4
小生歯61	はらだ歯科・こども歯科	小郡市小郡115-3	Н 30 · 7 · 4
筑紫生薬92	サンアイ薬局 筑紫店	筑紫野市大字下見22-6	Н 30 · 6 · 1
小生薬53	たにく薬局	小郡市津古1203 - 3	Н 30 · 7 · 1
う生薬39	オメガ薬局 吉井店	うきは市吉井町千年74-7	Н 30 · 6 · 1
飯生薬171	調剤薬局ツルハドラッグ 新飯塚店	飯塚市立岩964-32	Н 30 · 7 · 1
田生薬92	田中漢方薬局	田川市本町12-22	Н 30 · 6 · 1
豊生薬34	みんなの薬局	豊前市大字八屋1895-10	Н 30 · 7 · 1
飯生訪30	ベストライフ株式会社 東ヶ丘訪問看護ステー ション	飯塚市有安1025 - 7	Н 30 · 4 · 1
田生訪22	訪問看護ステーション る・る・ル	田川市大字伊田79-1 MKハ イツ伊田 I C-10号	Н 30 · 4 · 1

福岡県告示第691号

0

<4

汨

皿

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進 並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6 年法律第30号。以下「法」という。) 第14条第4項においてその例によるものとされた 場合を含む。)の規定に基づき、指定医療機関から休止及び廃止の届出があったので、 生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む 。)の規定により次のように告示する。

平成30年8月3日

福岡県知事 小川 洋

1 休止

指定番号	名 称	所 在 地	休止年月日
京生歯89	岡本歯科医院	京都郡みやこ町勝山上田663-1	Н 30 · 6 · 1

2 廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
粕生322	しまざき耳鼻咽喉科	糟屋郡志免町大字南里29-1- 1	Н 30 · 5 · 31
福津生50	日野皮フ科医院	福津市中央三丁目10-6	H 30 · 5 · 31
大野生30	たなか夏樹医院	大野城市旭ケ丘二丁目 1 - 20	Н 30 · 5 · 31
春生160	さいつこどもクリニック	春日市星見ヶ丘二丁目45	Н 30 · 5 · 31
糸島地生 92	いとしまクリニック	糸島市加布里30-1	Н 30 · 5 · 31
大生442	林田クリニック	大牟田市東新町一丁目1-2	Н 30 · 5 · 31
嘉麻生5	吉原医院	嘉麻市大隈町1118-3	H 30 · 1 · 20
糸島地生 歯12	宮本歯科	糸島市波多江駅北四丁目1-14	Н 30 · 4 · 8
田川生歯 119	田中歯科医院	田川郡福智町赤池字大坪931 – 4	Н 30 · 4 · 30

田生歯91	サミック歯科クリニック	田川市大字伊田3439-1	Н 30 · 5 · 31
う生薬31	オメガ薬局 吉井店	うきは市吉井町千年74-7	Н 30 · 5 · 31
田生薬63	有限会社福井薬局	田川市本町3-9	Н 30 · 5 · 1
田生薬72	田中漢方薬局	田川市本町12-22	Н 30 · 5 · 31
嘉麻生訪	ベストライフ株式会社 東ヶ丘訪問看護ステー ション	嘉麻市漆生1416-3	Н 30 · 3 · 31

福岡県告示第692号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第51条第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促 進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6年法律第30号。以下「法|という。)第14条第4項においてその例によるものとされ た場合を含む。)の規定に基づき、指定医療機関から指定の辞退があったので、生活保 護法第55条の3 (法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の 規定により次のように告示する。

平成30年8月3日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	辞退年月日
飯生歯83	シバタ歯科クリニック	飯塚市本町 5 - 13	Н 30 · 6 · 4

福岡県告示第693号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進 並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6 年法律第30号。以下「法」という。) 第14条第4項においてその例によるものとされた 場合を含む。)の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があっ たので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場

合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成30年8月3日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新 名 称	所 在 地	変更年月日
粕生296	宮原医院	宮原内科クリニッ ク	糟屋郡久山町大字山 田 1684 - 2	Н 30 · 6 · 1
福津生 19	医療法人林内科医 院	医療法人保利 ほりクリニック	福津市東福間一丁目 3-1	Н 30 · 6 · 11

2 所在地の変更

指定番号	名	称	旧所在地	新所在地	変更年月日	
飯生訪	飯塚医訪問看	護ス	飯塚市西町1-4	飯塚市吉原町1-1	H 27 · 7 · 21	

福岡県告示第694号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促 進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6年法律第30号。以下「法」という。) 第14条第4項においてその例によるものとされ た場合を含む。)の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のよ うに告示する。

平成30年8月3日

福尚県知事	小川	洋
備岡県知事	小川	

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
筑生マ236	河野 光芳 (訪問マッサ ージはうす)	筑後市大字庄島606	Н 30 · 6 · 1
筑生マ237	中山 智博 (訪問マッサージはうす)	筑後市大字庄島606	Н 30 · 6 · 1
大野生マ29	辻 淳介 (株)オファサポート九州療養サポートセンター)	大野城市中三丁目15-12	Н 30 · 6 · 1

大野生マ30	管原 睦 (ひまわりほう もんマッサージ院)	大野城市南ケ丘七丁目12-12	Н 30 · 5 · 14
大野生マ31	大澤 清 (ひまわりほう もんマッサージ院)	大野城市南ケ丘七丁目12-12	Н 30 · 5 · 14
粕生マ42	椎葉 千代子 (梅の花治 療院)	糟屋郡宇美町大字井野31-24	Н 30 · 7 · 2
飯生柔93	村田 軍斗(田口整骨院飯塚院)	飯塚市有安1039 - 1	Н 30 · 7 · 1
柳生柔32	荒木 勇祐 (テラス鍼灸 整骨院)	柳川市奥州町22-2	Н 30 · 6 · 19
八女生柔37	江種 真二郎 (やつひめ 整骨院)	八女市平田532-8	Н 30 · 6 · 1
行生柔37	佐藤 竜也 (こだま整骨 院)	行橋市泉中央六丁目11-1	Н 30 · 6 · 1
大野生柔47	後藤 蓮 (乙金中央整骨 院)	大野城市乙金三丁目23-1	Н 30 · 5 · 22
大野生柔47	山﨑 裕斗 (乙金中央整 骨院)	大野城市乙金三丁目23-1	Н 30 · 5 · 1
朝倉生柔26	端山 剛(ひらい鍼灸整 骨院)	朝倉市小田1308-1	Н 30 · 4 · 4
嘉麻生柔21	垣添 直樹(あすなろ整 骨院 碓井店)	嘉麻市上臼井原田1248-1	Н 30 · 4 · 17
糸島地生柔 64	瓜生 ミツル (いとしま スポーツ整骨院)	糸島市高田五丁目1-16	Н 30 · 5 · 18
粕生柔165	軍地 希来(堺整骨院志 免)	糟屋郡志免町南里四丁目 1 - 16 - 203	Н 30 · 5 · 29
粕生柔166	安在 孝太 (新宮中央整 骨院)	糟屋郡新宮町杜の宮四丁目 5 - 11	Н 30 · 5 · 1
粕生柔167	清水 一雄(新宮中央整 骨院)	糟屋郡新宮町杜の宮四丁目 5 - 11	Н 30 · 5 · 1
粕生柔168	畠田 祐里(新宮中央整 骨院)	糟屋郡新宮町杜の宮四丁目 5 - 11	Н 30 · 5 · 15
宗遠生柔37	松尾 教史(さくら咲く 整骨院本院)	遠賀郡岡垣町野間二丁目15-18	Н 30 · 7 · 1
柳生はき8	荒木 勇祐 (テラス鍼灸 整骨院)	柳川市奥州町22 – 2	Н 30 · 6 · 19

朝倉生はき 12	端山 剛(ひらい鍼灸 整骨院)	朝倉市小田1308-1	Н 30 · 4 · 4
大野生はき 17	管原 睦 (ひまわりほ うもんマッサージ院)	大野城市南ケ丘七丁目12-12	Н 30 · 5 · 14
大野生はき 19	大澤 清 (ひまわりほ うもんマッサージ院)	大野城市南ケ丘七丁目12-12	Н 30 · 5 · 14
粕生はき19	山田 利香 (うぃんぐ 鍼灸整骨院)	糟屋郡志免町四丁目14-3	Н 30 · 5 · 25

福岡県告示第695号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成30年8月3日

福岡県知事	小	Ш	洋
-------	---	---	---

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
飯生柔74	守永 一彦(田口整骨院 飯塚院)	飯塚市有安1039 - 1	Н 30 · 6 · 30
八女生柔 31	菅 光(やつひめ整骨院)	八女市平田532番地8	Н 30 · 6 · 1
筑紫生柔 77	細川 拓摩(堺整骨院 筑紫野院)	筑紫野市光が丘四丁目1-1	Н 30 · 6 · 10
大野生柔 44	安在 孝太 (乙金中央整 骨院)	大野城市乙金三丁目23-1	Н 30 · 5 · 22
粕生柔158	細川 拓摩(堺整骨院志 免)	糟屋郡志免町南里四丁目 1 - 16 - 203	Н 30 · 5 · 31
田生はき 8	糸田 麻菜美 (あったか 訪問治療院)	田川市本町1-34 IS教育センタービル3F	Н 30 · 6 · 1

福岡県告示第696号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第18条の7第1項の規定に基づき、平成30年7月9日付けで鳥獣捕獲等事業の変更の認定をしたので、同条第2項において準用する同法第18条の5第2項の規定により次のように公示する。

平成30年8月3日

福岡県知事 小川 洋

事業者の名称	住所	代表者の氏名
一般社団法人福 岡県猟友会	福岡市博多区博多駅東二丁目8-22 第1よしみビル206号	不老 安正

福岡県告示第697号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成30年8月3日

福岡県知事 小川 洋

1(1) 解除に係る保安林の所在場所

筑紫郡那珂川町大字五ケ山字大野 8 の15、8 の16・8 の23・8 の24(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、8 の25、8 の27、字中尾228の8(次の図に示す部分に限る。)、228の17から228の22まで、228の33、228の36から228の38まで(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、228の39、228の40(次の図に示す部分に限る。)、228の41、228の44、228の45、228の46・228の48(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、228の53、228の53、228の54・236の8(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、228の53、228の54・236の8(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

- (2) 保安林として指定された目的 水源の瀬養
- (3) 解除の理由 指定理由の消滅
- 2(1) 解除に係る保安林の所在場所

筑紫郡那珂川町大字五ケ山字大野8の16・8の23・8の24(以上3筆について次 の図に示す部分に限る。)、8の26、8の28、字中尾228の8(次の図に示す部分に 限る。)、228の32、228の34、228の35から228の38まで・228の40(以上5筆につい て次の図に示す部分に限る。)、228の42、228の46(次の図に示す部分に限る。) 、228の47、228の48・228の50(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、 228の51、228の52、228の54・236の8 (以上2筆について次の図に示す部分に限る 。)

- (2) 保安林として指定された目的 水源の瀬養
- (3) 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び那珂川町 役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第698号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域 を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成30年8月3日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
却。	旧光	甘木	前	朝倉市杷木志波3160番1 先から 朝倉市杷木志波3162番先 まで	9.9 ~ 14.3	33.3
朝	県道	吉井	後	朝倉市杷木志波3160番1 先から 朝倉市杷木志波3162番先 まで	9.9 ~ 59.5	33.3

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第 372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。 平成30年8月3日

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類 X線マイクロアナライザー装置賃貸借
- 2 競争入札参加者の資格
- (1) 競争入札に参加することができない者
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれかに 該当する者(特別の理由がある場合を除く。)
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定 の期間を定めて競争入札を参加させないこととした者であって、当該期間を経過 していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人とし て使用する者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2 条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員 という。)又は法人であってそ の役員が暴力団員であるもの(それぞれアに該当する者を除く。)
 - エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の 義務を履行していない者
 - ① 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条
 - ② 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条
 - ③ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条
 - オ 県内の市町村において個人住民税(個人県民税及び個人市町村民税)を特別徴 収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法(昭和25年法 律第226号) 第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの(特別の理由がある場合を除く。)

- カ 競争入札参加資格審査申請書(電子計算処理組織(知事の使用に係る電子計算機(入力装置を含む。以下同じ。)と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。)による電磁的記録を含む
- キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
- (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

。) 及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- 工 流動比率
- 才 経営年数
- カ 地域貢献活動項目(具体的な内容については、知事が別に定める。)
- 3 競争入札参加資格審査の申請方法等
- (1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書 (様式第1号)
- イ 法人にあっては登記事項証明書 (3か月以内に発行された原本又は写し)、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書 (3か月以内に発行された原本又は写し)
- ウ 印鑑証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理 人に委任する場合は、委任状(様式第2号)
- オ 県税に未納のないことの証明書 (3か月以内に発行された原本又は写し)並び に消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書 (3か月以内に発行さ れた原本又は写し)
- カ 社会保険等加入状況報告(誓約)書(様式第10号)及び確認資料
- キ 個人住民税特別徴収実施申告(誓約)書(様式第11号)及び個人住民税特別徴収税額決定通知書の写し

- ク 法人にあっては財務諸表の写し(申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分)、個人にあっては貸借対照表(申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの)(様式第3号)及び所得税確定申告書の写し(申請書提出日の属する年の直前2か年分)
- ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し 、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇 用状況調査票(様式第4号)
- コ 営業概要表 (様式第5号)
- サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表(様式第6号)及び官公需適格組合証明書(物品関係)の写し等
- シ 印刷業明細表(印刷業のみ) (様式第7号)
- ス ビル清掃管理業明細表 (ビル清掃管理業のみ) (様式第8号)
- セ 暴力団排除に関する誓約書(役員名簿) (様式第9号)
- ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- チ IS〇9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分に あるものに係る評価申請書等(ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの)
- テ 返信用封筒(392円切手を貼付した長形3号封筒)
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ(http://www.pref.fukuoka.lg.jp/)からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成30年8月22日(水曜日)までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。

- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成 31年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成31年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年8月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 調達内容
- (1) 調達案件名

X線マイクロアナライザー装置賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等 入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成31年2月1日から平成38年1月31日までの間

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定 に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成29年4月福岡県告示第339号)に定める資格を得ている者(平成29年度競争入札参加資格者名簿(物品)登載

者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争 入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先 福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ(http://www.pref.fukuoka.lg.jp/)からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加 資格をいう。以下同じ。)

平成30年9月12日(水曜日)現在において、次の条件をすべて満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求め に応じて速やかに提供できると認められる者
- (4) 民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管 達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。) 期間 中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-641-4141 内線2236

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

平成30年8月3日(金曜日)から平成30年9月11日(火曜日)までの県の休日を除 く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所5の部局とする。
- (2) 提出期限 平成30年9月12日(水曜日)午後5時45分
- (3) 提出方法
 - 持参(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。提出期限内必着)で行う。
- 10 開札の場所及び日時
 - (1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県警察本部入札室(地下1階北側)

(2) 日時

平成30年9月13日(木曜日)午前11時00分

11 落札者がない場合の措置

開札をした場合において落札者がないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

- 12 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金

見積金額(消費税込みの金額)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額と するもの)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合
- (2) 契約保証金

契約金額(消費税込みの金額)の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額と

- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合
- 13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに 加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が提出期限までに納付されず、又は見積金額(消費税込みの金額)の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札書に日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札
- (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者に くじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のう ち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入 札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げら れている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した 福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームペー ジ (http://www.pref.fukuoka.lg.jp/) に掲載している。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手 続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の 県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。
- (4) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出するこ と。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter A lease contract for X-ray micro-analyzer apparatus
- (2) Time Limit of Tender 5:45 PM on September 12, 2018
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police Headquarters 7 – 7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812 – 8576 Japan Tel 092 – 641 – 4141 (Ext.2236)

落札者等について、次のとおり公示します。

平成30年8月3日

福岡県知事 小 川

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 統合ヘルプデスク運用管理業務委託 36か月
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (1) 部局の名称 福岡県企画·地域振興部情報政策課
- (2) 所在地 福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日 平成30年6月28日
- 4 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏名 九電ビジネスソリューションズ株式会社
- (2) 住所 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
- 5 落札金額(消費税及び地方消費税の額を含む。) 119.880.000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告日 平成30年5月18日

公告

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス 事業者の指定をしたので、同法第78条第1号及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省

	第131条の2	の規定により、次のよう		川 洋	訪問入浴	4071702155	とうしん訪問入浴センタ - 直方市頓野3223番地3 ソルマート21-106	株式会社とうしん	H30. 6
サービス の種類	介護保険 事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日			訪問看護ステーション慈 愛		
訪問企護	4072601828	訪問介護 そら	株式会社S・Kコーポ	H30. 6. 1	訪問看護	4065390256	田川郡川崎町川崎2762- 1	· 合同会社 J I	H30. 6
加四刀酸	4072001020	行橋市道場寺1439-386	レーション	1130. 0. 1	訪問リハ		訪問リハビリテーション ふる里		
,,	4073501415	ヘルパーステーション愛 糸	- 合同会社みなみかぜ	H30, 6, 1	ビリテー ション	4073501431	糸島市二丈深江2359-2	医療法人親和会	H30. 6
糸島市二	糸島市二丈田中87-7	日円云紅のなのがで	1130. 0 . 1			シャンティ 訪問リハビ リテーション			
"	4073501423	ヘルパーステーションさ くらの	一 医療法人桜野診療所 H30. 6. 1	"	4072000856	柳川市大和町豊原521番地7	医療法人 清和会	H30. 7. 1	
		糸島市志摩師吉98番地9				ひと息の村デイサービス	医療法人 矢津内科消化		
"	4075101008	ヘルパーステーション 燦々山田	株式会社木道	Н30. 6. 1	通所介護	4072601810	行橋市行事七丁目25-3 ひと息の村	器科クリニック	H30. 6. 1
		遠賀郡岡垣町山田673番地2					デイサービスセンター		H30. 6. 1
"	4079400828	ジュエルヘルパーステーション	株式会社ジュエル	H30. 6. 1	"	4072601836	そら 行橋市道場寺1439 – 386	株式会社S・Kコーポ レーション	
		田川郡福智町伊方2594番地5					デイサービス健康倶楽部		
,,	4073001523	二日市温泉翔裕園ヘルパ ーステーション	 社会福祉法人長寿の森	H30. 7. 1	"	4077700351	きくち 三井郡大刀洗町山隈23番	有限会社トコトコ	H30. 6
	1010001020	筑紫野市湯町一丁目15- 25	на на на на году у - 7 / 1 година на година н	1130. 1. 1			地		
,,	4072001E40	ホームヘルプサービス万 葉の郷	株式会社ライフステージ	H20 7 1	"	4079800423	デイサービスセンターうらら	- 社会福祉法人清心福祉会	H30. 6. 1
<i>"</i>	4073001549	4073001549			築上郡築上町築城1005- 1		1100. 0. 1		
	風の郷	ホームヘルプサービス東 風の郷	株式会社ライフステージ	1120 7 1		40	デイサービスセンター万 葉の郷	株式会社ライフステージ	1100 5 1
"	4073201453	大野城市乙金東三丁目 4 番14号	福岡	H30. 7. 1	"	4073001531	筑紫野市二日市南四丁目 1番40号	福岡	H30. 7

"	4073201446	デイサービスセンター東風の郷 大野城市乙金東三丁目4番14号	株式会社ライフステージ福岡	H30. 7. 1
"	4073700835	LaKiKi 筑紫郡那珂川町片縄二丁 目1番 フローラル片縄 101	· 社会福祉法人那珂川福祉 会	H30. 7. 1
短期入所療養介護	4057280119	ユニット型介護老人保健 施設青海山荘 築上郡築上町湊1277番地 3	・社会福祉法人まもる会	H30. 6. 1
福祉用具貸与	4073501449	F 2 福祉事業部 糸島市二丈深江字中道 1732番 2	F 2株式会社	H30. 7. 1
特定福祉用具販売	4073501449	F 2 福祉事業部 糸島市二丈深江字中道 1732番 2	F 2株式会社	H30. 7. 1

公告

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス 事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び介護保険法施行規則 (平成11年厚生省令第36号) 第131条の2の規定により、次のように公告する。

平成30年8月3日

サービス の種類	介護保険 事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
訪問介護 4072600861		ヘルパーステーションひ かり	特定非営利活動法人自立	H30, 6, 30
初刊 7 改	4072000001	行橋市今井2238番地	生活支援センター夢風船	П30. 0.30

"	4072900675	グリュック訪問介護ステ ーション 小郡市小郡2476番地トレ	株式会社グリュック	H30. 6.30
		ンディITO A-101		
"	4073001168	万葉の郷 筑紫野市二日市南四丁目1	株式会社ケーシーシー	H30. 6.30
		番40号		
"	4073201230	ホームヘルプサービス東 風の郷	株式会社ケーシーシー	H30. 6.30
		大野城市乙金東三丁目4-14		
"	4073300412	訪問介護ステーションあ かま	社会福祉法人 久寿福祉	H30. 6.30
,	4075500412	宗像市田久三丁目11番 1 号	会	
	4070700055	朝倉苑訪問介護事業所	社会福祉法人朝倉社会事	H30. 6.30
"	1010100000	朝倉郡筑前町原地蔵2226 番地の3	業協会	
訪問看護	4066190143	訪問看護ステーション わらいの里	- 株式会社わらいの里	H30. 6. 1
初미/目改	4000190143	遠賀郡岡垣町糠塚436-1		
"	40GE200172	訪問看護ステーションか わら	州子会社とした が	H30. 6.30
"	4065390173	田川郡香春町柿下1012- 1	- 株式会社よしなが 	
'조리' 시크#	4051000404	シニアコミュニティーもみ の木	ヒューマンホールディン	1100 6 10
通所介護	4071802484	飯塚市新立岩1451番地1	グス株式会社	H30. 6.10
		デイサービスセンター 万葉の郷		
"	4073001184	筑紫野市二日市南四丁目 1番40号	株式会社ケーシーシー	H30. 6.30

"	4073201222	デイサービスセンター東 風の郷 大野城市乙金東三丁目 4 -14	株式会社ケーシーシー	H30. 6.30
---	------------	---	------------	-----------

公告

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者の指定をしたので、同法第115条の10第1号及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の23の規定により、次のように公告する。

平成30年8月3日

福岡県知事 小川 洋

サービス の種類	介護保険 事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
介護予防 訪問入浴 介護	4071702155	とうしん訪問入浴センタ 一 直方市頓野3223番地3 ソルマート21-106	株式会社とうしん	H30. 6. 1
介護予防訪問看護	4065390256	訪問看護ステーション慈 愛 田川郡川崎町川崎2762 – 1	合同会社 J I	H30. 6. 1
介護予防 訪問リハ ビリテー ション	4073501431	訪問リハビリテーション ふる里 糸島市二丈深江2359 - 2	医療法人親和会	Н30. 6. 1
"	4072000856	シャンティ訪問リハビリテーション柳川市大和町豊原521番地7	医療法人 清和会	Н30. 7. 1
介護予防 短期入所 療養介護	4057280119	ユニット型介護老人保健 施設青海山荘 築上郡築上町湊1277番地 3	社会福祉法人まもる会	H30. 6. 1
介護予防 福祉用具 貸与	4073501449	F 2 福祉事業部 糸島市二丈深江字中道 1732番 2	F 2株式会社	H30. 7. 1

特定介護 予防福祉	4073501449	F2 福祉事業部	F 2 株式会社	H30. 7. 1
用具販売	4073301449	糸島市二丈深江字中道 1732番 2	F 2 体从云红	П30. 7. 1

公告

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第115条の10第2号及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の23の規定により、次のように公告する。

平成30年8月3日

福岡県知事 小川 洋

サービス の種類	介護保険 事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
介護予防	4066190143	訪問看護ステーション わらいの里	株式会社わらいの里	H30. 6. 1
訪問看護	訪問看護 4000190143	遠賀郡岡垣町糠塚436-1	"林文艺证42·50 (40)主	1130. 0 . 1
,,	4065200172	訪問看護ステーションか わら	株式会社よしなが	H30, 6, 30
	4065390173	田川郡香春町柿下1012- 1	株式云紅よしなが	нзо. 6. зо

公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成30年8月3日

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営鰐口地区土地改良(農業用ため池整備)事業計画書の写し	平成30年8月3日から 平成30年8月31日まで	糸島市役所

公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成30年8月3日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営小川地区土地改良(農業用用排水施 設整備)事業計画書の写し	平成30年8月3日から 平成30年8月31日まで	築上町役場

公告

上新入土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成30年8月3日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

住	所
直方市大字上新入2961番地	
直方市大字上新入3445番地	
直方市大字下新入2620番地	
直方市大字上新入3433番地	
直方市大字上新入3430番地	
直方市大字下新入1604番地	
直方市大字上新入2611番地	
	直方市大字上新入2961番地 直方市大字上新入3445番地 直方市大字下新入2620番地 直方市大字上新入3433番地 直方市大字上新入3430番地 直方市大字下新入1604番地

2 退任監事

氏 名	住 所
田代 健一	直方市大字上新入2904番地
石田 幸男	直方市大字上新入2985番地

3 就任理事

氏 名	住	所
貞光 弘利	直方市大字上新入2961番地	
磯邉 照義	直方市大字上新入3445番地	
岡松 秀樹	直方市大字下新入2620番地	
貞光 幸一	直方市大字上新入3433番地	
貞光 誠一	直方市大字上新入3430番地	
田代 隆幸	直方市大字下新入1604番地	
高倉 実	直方市大字上新入2611番地	

4 就任監事

氏 名	住 所
田代 健一	直方市大字上新入2904番地
石田 幸男	直方市大字上新入2985番地

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により古賀市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部下水道課において公衆の縦覧に供する。

平成30年8月3日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画下水道の変更(古賀市決定)(平成30年7月12日古賀市告示第136号)

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により北九州市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年8月3日

北九州広域都市計画地区計画の変更(平成30年6月22日北九州市告示第301号)

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36 条第3項の規定により公告する。

平成30年8月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 糸島市志摩師吉字下寸555番1、555番5及び555番7から555番22まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名 福岡市早良区早良五丁目7番14号 株式会社吉川住宅 代表取締役 吉川 由洋

公告

契約の相手方等について、次のとおり公示します。

平成30年8月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 契約に係る物品等の名称及び数量 教育情報ネットワークに係るサーバ等機器賃貸借及び保守契約 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称 福岡県教育庁教育総務部施設課
 - (2) 所在地 福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日平成30年6月29日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
- (1) 氏名

NTTファイナンス株式会社九州支店

(2) 住所

福岡市博多区博多駅前二丁目2番1号

- 5 契約金額(消費税及び地方消費税の額を含む。)339.137.280円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約を行った理由 政府調達に関する協定第13条1(a)に該当

収用委員会

福岡県収用委員会告示第4号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成30年8月3日

福岡県収用委員会

1 起業者の名称 福岡県

2 事業の種類

県道大牟田川副線改築工事(大野島工区・福岡県大川市大字大野島字一本笹地内から同市大字大野島字東乾角地内まで)及びこれに伴う農業用水路付替工事

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地 番	地目	地 積 〔() は公簿地積〕
福岡県大川市 大字大野島字 善ノ平前	1494 番 4	田	100.09 (59) 平方メートルのうち、収用 しようとする土地の面積 46.87 平方メー トル、使用しようとする土地の面積 7.13 平方メートル

- (注) 地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第1項の規定により作成した土 地調書に基づくものである。
- 4 土地所有者の氏名及び住所

池末聡

福岡県大川市大字大野島1440番地1

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
- (1) 甲斐田愼一

福岡県大川市大字大野島1468番地 土地使用借権

- (2) 西日本電信電話株式会社 大阪市中央区馬場町3番15号 十地賃借権
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成30年7月20日

福岡県収用委員会告示第5号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決定 したので、公告する。

平成30年8月3日

福岡県収用委員会

1 起業者の名称

福岡県

2 事業の種類

県道大牟田川副線改築工事(大野島工区・福岡県大川市大字大野島字一本笹地内か ら同市大字大野島字東乾角地内まで)及びこれに伴う農業用水路付替工事

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地 番	地目	地 積 〔() は公簿地積〕
福岡県大川市 大字大野島字 善ノ平前	1495番3	田	125.94 (118) 平方メートルのうち、収用 しようとする土地の面積 56.26 平方メー トル、使用しようとする土地の面積 8.12 平方メートル

(注) 地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第1項の規定により作成した 土地調書に基づくものである。

4 土地所有者の氏名及び住所

本田久美子

福岡県大川市大字大野島1491番地2

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 西日本電信電話株式会社 大阪市中央区馬場町3番15号

土地賃借権

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成30年7月20日

福岡県収用委員会告示第6号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決定 したので、公告する。

平成30年8月3日

福岡県収用委員会

1 起業者の名称

福岡県

2 事業の種類

県道大牟田川副線改築工事(大野島工区・福岡県大川市大字大野島字一本笹地内か ら同市大字大野島字東乾角地内まで)及びこれに伴う農業用水路付替工事

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地 番	地目	地 積 〔() は公簿地積〕
福岡県大川市 大字大野島字 善ノ平前	1496番1	雑種地	862.60 (833) 平方メートルのうち、収用 しようとする土地の面積 65.79 平方メート ル、使用しようとする土地の面積 13.45 平方メートル

- (注) 地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第1項の規定により作成した 土地調書に基づくものである。
- 4 土地所有者の氏名及び住所

池末愼治

第4014号

公

汨

.,

5応30年8日3日 今

福岡市城南区荒江団地13番501号

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
- (1) 甲斐田愼一

福岡県大川市大字大野島1468番地

土地賃借権

- (2) コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社 東京都港区赤坂九丁目7番1号 土地使用借権
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成30年7月20日

福岡県収用委員会告示第7号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成30年8月3日

福岡県収用委員会

1 起業者の名称

福岡県

2 事業の種類

県道大牟田川副線改築工事(大野島工区・福岡県大川市大字大野島字一本笹地内から同市大字大野島字東乾角地内まで)及びこれに伴う農業用水路付替工事

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地 番	地目	地積〔()は公簿地積〕
福岡県大川市 大字大野島字 善ノ平前	1497番5	宅地	628.10 (628.09) 平方メートルのうち、収 用しようとする土地の面積11.11平方メートル、使用しようとする土地の面積2.34 平方メートル

- (注) 地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第1項の規定により作成した 土地調書に基づくものである。
- 4 土地所有者の氏名及び住所

田中美俊

福岡県大川市大字大野島1497番地3

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
- (1) 田中俊也

福岡県大川市大字大野島1497番地5

土地使用借権

(2) 株式会社新生銀行

東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号

抵当権

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成30年7月20日

福岡県収用委員会告示第8号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成30年8月3日

福岡県収用委員会

1 起業者の名称

福岡県

2 事業の種類

県道大牟田川副線改築工事(大野島工区・福岡県大川市大字大野島字一本笹地内から同市大字大野島字東乾角地内まで)及びこれに伴う農業用水路付替工事

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地 番	地 目	地 積 〔() は公簿地積〕
福岡県大川市 大字大野島字 中通中小路	1435 番 1	宅地	267.05 (257.48) 平方メートルのうち、収 用しようとする土地の面積 140.06 平方メ ートル、使用しようとする土地の面積 9.80 平方メートル、1.26 平方メートル

福岡県大川市 1435番6 289.23 (178) 平方メートルのうち、収用 大字大野島字 しようとする土地の面積 101.70 平方メー トル、使用しようとする土地の面積 5.19 中通中小路 平方メートル、4.11 平方メートル

(注) 地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第1項の規定により作成した 土地調書に基づくものである。

4 土地所有者の氏名及び住所

登記名義人中村万壽子の法定相続人

中村靜也(持分2分の1)

福岡県大川市大字大野島1435番地1

中村輝義(持分4分の1)

佐賀県神埼市神埼町本堀3258番地シャトーエス203

柿添澄恵(持分4分の1)

福岡県大川市大字下牟田口556番地2の2

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

(1) 中村靜也

福岡県大川市大字大野島1435番地1

土地使用借権

(2) 西日本電信電話株式会社

大阪市中央区馬場町3番15号

土地賃借権

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成30年7月20日

沤

金曜日 Ш 平成 30 年 8 月